

○都市計画法施行細則

平成20年 3 月 31 日

規則第 6 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 都市計画の手続（第 2 条—第16条）

第 3 章 都市計画制限等

第 1 節 開発行為等の規制（第17条—第32条）

第 2 節 開発登録簿（第33条—第39条）

第 3 節 開発行為又は建築に関する証明申請（第40条）

第 4 節 都市計画施設等の区域内における建築の許可（第41条）

第 4 章 都市計画事業の事業地内における建築等の許可（第42条）

第 5 章 雑則（第43条—第45条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成23年規則17号〕）

第 2 章 都市計画の手続

（追加〔平成23年規則17号〕）

（公聴会の開催）

第 2 条 市長は、法第16条第 1 項の規定に基づき、都市計画の案（以下「都市計画案」という。）を作成しようとする場合において広く住民の意見を反映する必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

2 公聴会は、公開するものとする。

（追加〔平成23年規則17号〕）

（開催の手続）

第 3 条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の 3 週間前までに次

に掲げる事項を公告するとともに、作成しようとする都市計画案の素案（以下「都市計画市素案」という。）を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- (1) 都市計画市素案の種類及び名称
- (2) 都市計画市素案に係る区域
- (3) 公聴会の開催の日時及び場所
- (4) 第6条に規定する書面の提出期限及び提出先
- (5) 都市計画市素案の縦覧場所及び縦覧期間
- (6) その他公聴会の開催に関し必要な事項

（追加〔平成23年規則17号〕）

（説明会の開催等）

第4条 市長は、前条に定めるもののほか、都市計画市素案の周知を図るため、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

（追加〔平成23年規則17号〕）

（公述人の資格）

第5条 公聴会に出席して意見を述べる者（以下「公述」という。）ができる者（以下「公述人」という。）は、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者その他市長が特に公述の必要があると認める者とする。

（追加〔平成23年規則17号〕）

（公述の申出）

第6条 公述をしようとする者は、住所、氏名、意見の要旨その他市長が必要と認める事項を記載した書面を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

（追加〔平成23年規則17号〕）

（公述人の選定）

第7条 市長は、前条の規定により書面を提出した者（以下「公述申出人」という。）で意見の要旨を同じくする者が複数あるときは、公述人を選定できるものとする。

2 市長は、前項の規定により公述人を選定したときは、選定結果について公述申出人に書面により通知するものとする。

（追加〔平成23年規則17号〕）

(公述時間の制限等)

第8条 市長は、公聴会の運営を円滑にするため必要があると認めるときは、あらかじめ公述ができる時間（以下「公述時間」という。）を制限し、又は公述の順番を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により公述時間を制限し、又は公述の順番を定めたときは、その旨を公述人に書面により通知する。

(追加〔平成23年規則17号〕)

(公聴会の中止)

第9条 市長は、第6条の規定に基づく公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止し、その旨を速やかに公告するものとする。

(追加〔平成23年規則17号〕)

(公聴会の議長)

第10条 公聴会は、市長の指名する職員が議長となり、これを主宰する。

(追加〔平成23年規則17号〕)

(公述人の公述等)

第11条 公述人は、公述をしようとするときは、議長の指名又は許可を受けなければならない。

2 公述人は、当該都市計画市素案に関する意見以外の事項について公述をしてはならない。

3 議長は、公述が公述時間を超えたとき、公述人が前項の規定に違反したとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(追加〔平成23年規則17号〕)

(公聴会における質疑)

第12条 議長は、公述人に対し、質疑をすることができる。

2 公述人は、議長に対し、質疑をすることができない。

(追加〔平成23年規則17号〕)

(代理人又は書面による意見の提出)

第13条 公述人は、市長の同意を得た場合には、代理人をして公述をさせ、又は書面により意見を提出することができる。

2 公述人は、前項の規定により代理人をして公述をさせるときは、公聴会を開始

する前までに委任状を議長に提出しなければならない。

（追加〔平成23年規則17号〕）

（公聴会の秩序維持）

第14条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱した者を退場させ、傍聴人の入場を制限する等の適切な措置を講ずることができる。

（追加〔平成23年規則17号〕）

（記録の作成）

第15条 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録を作成し、これに署名押印し、市長に提出しなければならない。

- (1) 都市計画市素案の種類及び名称
- (2) 都市計画市素案に係る区域
- (3) 公聴会の開催の日時及び場所
- (4) 公述人又は代理人（以下「公述人等」という。）の氏名及び住所
- (5) 公述人等が公述をした内容の要旨
- (6) その他公聴会の経過に関する事項

（追加〔平成23年規則17号〕）

（公述の内容に対する見解）

第16条 市長は、公聴会においてなされた公述及び質疑の内容について、その要旨と公述の内容に対する見解をまとめた書面を作成し、当該公述人等に当該書面をもって通知するとともに、当該書面の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により作成した書面を、伊豆の国市都市計画審議会に提出するものとする。

（追加〔平成23年規則17号〕）

第3章 都市計画制限等

（一部改正〔平成23年規則17号〕）

第1節 開発行為等の規制

（開発行為の許可申請）

第17条 法第29条第1項の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、法第30条第1項に規定する申請書に同条第2項に規定する書面及び図書のほか、次に掲げる書類及び図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）又はこれに準ずる書類
- (2) 法第33条第1項第12号に規定する事項を証する書類
- (3) 法第33条第1項第13号に規定する事項を証する書類
- (4) 開発区域に含まれる土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書（以下「土地の登記事項証明書」という。）
- (5) 開発区域を明らかにする不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面（以下「公図等」という。）の写し
- (6) 開発区域の土地の求積図
- (7) 予定建築物の計画平面図
- (8) 予定建築物の計画立面図
- (9) 防災工事計画平面図
- (10) 防災施設構造図
- (11) 構造計算書
- (12) 安定計算書
- (13) 水理計算書
- (14) 土地調査書及び地盤改良計画図書
- (15) 接続道路の概要及び改修計画書
- (16) 流末水路の概要及び改修計画書
- (17) 現況写真
- (18) その他市長が必要と認めるもの
（一部改正〔平成23年規則17号〕）

（添付書類の様式等）

第18条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、様式第1号によるものとする。

2 省令第17条第1項第3号に規定する書類は、様式第2号による開発区域内権利者一覧表及び様式第3号による開発行為の施行等の同意書によるものとする。

3 省令第17条第1項第4号に規定する書類は、様式第4号による設計者の資格に関する申告書によるものとする。

4 前条第2号に規定する書類は、様式第5号による申請者の資力及び信用に関する

る申告書によるものとする。

5 前条第3号に規定する書類は、様式第6号による工事施行者の能力に関する申告書によるものとする。

6 法第32条第1項の規定による同意を得たことを証する書面は、様式第7号による都市計画法第32条第1項の規定に基づく同意書によるものとする。

7 法第32条第2項の規定による協議の経過を示す書面は、様式第8号による新設する公共施設一覧表によるものとする。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(既存権利者の届出)

第19条 法第34条第13号の規定による既存の権利者の届出をしようとする者は、様式第9号による都市計画法第34条第13号の規定による届出書に次に掲げる図書を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 位置図

(2) 土地の登記事項証明書

(3) 公図等の写し

(4) 配置図

(5) 現況写真

(6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第5号又は第5条第1項第3号の規定による届出をしたことを証する書類の写し（当該届出に係る土地が農地又は採草放牧地の場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認めるもの

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(開発許可に係る事項の変更)

第20条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、様式第10号による開発行為変更許可申請書に省令第28条の3に定めるもののほか、第17条各号に規定する書類及び図書のうち開発行為（法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して市長に提出しなければならない。

2 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第11号による開発行為変更届を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(工事着手の届出)

第21条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る開発行為に関する工事に着手する前に、様式第12号による工事着手届に様式第13号による工程表を添付し市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(工程報告等)

第22条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る開発行為に関する工事があらかじめ市長が指定した工程に達した場合は、様式第14号による指定工程報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において災害の防止等のため必要と認めたときは、当該開発行為に関する工事において行われる工事の状況を検査するものとする。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(開発行為許可標識の掲示)

第23条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る開発行為に関する工事に着手した日から法第36条第3項の規定による工事の完了の公告の日までの間、当該開発許可を受けた開発区域内であって当該開発区域の周囲から見やすい場所に、様式第15号による開発行為許可標識を掲示しなければならない。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(工事完了届)

第24条 法第36条第1項の規定による工事の完了の届出をしようとする者は、省令第29条に規定する届出書に次に掲げる図書を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 位置図
- (2) 許可書の写し
- (3) 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す図面
- (4) 品質管理表
- (5) 出来形管理表
- (6) 実質工程表
- (7) 土地利用計画図

- (8) 造成計画平面図
 - (9) 造成計画断面図
 - (10) 擁壁の出来形図
 - (11) 防災施設の出来形図
 - (12) 防災施設構造図
 - (13) 区画確定測量図（宅地分譲を目的として開発許可を受けた場合に限る。）
 - (14) 工事の施工状況が確認できる写真
 - (15) その他市長が必要と認めるもの
- （一部改正〔平成23年規則17号〕）

（工事完了の公告）

第25条 法第36条第3項の規定による工事の完了の公告は、伊豆の国市公告式条例（平成17年伊豆の国市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（一部改正〔平成23年規則17号〕）

（建築等の制限解除）

第26条 開発許可を受けた開発区域内において、法第37条ただし書の規定による建築等の制限解除を受けようとする者は、様式第16号による開発区域内における建築等制限解除申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す図面
- (3) 品質管理表
- (4) 出来形管理表
- (5) 建築工事工程表
- (6) 土地利用計画図
- (7) 造成計画平面図
- (8) 造成計画断面図
- (9) 擁壁の出来形図
- (10) 防災施設の出来形図
- (11) 防災施設構造図

- (12) 建築物等の位置図
- (13) 建築物等の配置図
- (14) 建築物等の平面図
- (15) 建築物等の立面図
- (16) 建築物等の用途、構造、規模及び棟数を示す書面
- (17) 工事の施工状況及び現況が確認できる写真
- (18) その他市長が必要と認めるもの

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(工事廃止の届出)

第27条 法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出をしようとする者は、省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書に次に掲げる図書を添付して市長に届け出なければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書
- (4) 工事の廃止に伴う防災工事計画書
- (5) 現況写真
- (6) 工事の施工状況が確認できる写真（工事に着手した場合に限る。）

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(制限区域内における建築の許可)

第28条 法第41条第2項ただし書の規定による制限区域内における建築の許可を受けようとする者は、様式第17号による制限区域内における建築の許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 開発許可を受けたときの土地利用計画図
- (3) 建築物等の位置図
- (4) 建築物等の配置図
- (5) 建築物等の平面図
- (6) 建築物等の立面図
- (7) 建築物等の用途、構造、規模及び棟数を示す書面
- (8) 現況写真

- (9) その他市長が必要と認めるもの
(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(予定建築物等以外の建築等の許可)

第29条 法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可を受けようとする者は、様式第18号による予定建築物等以外の建築等の許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 当初の許可書の写し
- (3) 開発許可を受けたときの土地利用計画図
- (4) 建築物等の位置図
- (5) 建築物等の配置図
- (6) 建築物等の平面図
- (7) 建築物等の立面図
- (8) 建築物等の用途、構造、規模及び棟数を示す書面
- (9) 現況写真
- (10) その他市長が必要と認めるもの
(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可)

第30条 法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書に、同条第2項に規定する図面のほか、次に掲げる書類及び図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 政令第36条第1項第3号に該当する理由を示す書面
- (2) 様式第19号による敷地概要書
- (3) 土地の使用承諾書
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 公図等の写し
- (6) 配置図
- (7) 敷地断面図
- (8) 敷地求積図

- (9) 建築物の平面図
 - (10) 建築物の立面図
 - (11) 現況写真
 - (12) その他市長が必要と認めるもの
- (一部改正〔平成23年規則17号〕)

(地位の承継の届出)

第31条 法第44条の規定による開発許可の地位を承継した者は、遅滞なく様式第20号による地位の承継届に、地位の承継をしたことを証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(地位の承継の承認)

第32条 法第45条の規定による地位の承継の承認を受けようとする者は、遅滞なく様式第21号による地位の承継の承認申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
 - (2) 省令第16条第5項に規定する資金計画書
 - (3) 様式第5号による申請者の資力及び信用に関する申告書
- (一部改正〔平成23年規則17号〕)

第2節 開発登録簿

(開発登録簿)

第33条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿（以下「登録簿」という。）の調書は、様式第22号によるものとする。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(登録簿の写しの交付)

第34条 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付の請求をしようとする者は、様式第23号による開発登録簿謄本交付申請書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(登録簿の閲覧所)

第35条 省令第38条第1項に規定する閲覧所の場所（以下「閲覧所」という。）

は、都市整備部の執務室内とする。

（一部改正〔平成23年規則17号〕）

（閲覧時間等）

第36条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 登録簿を閲覧に供する日は、伊豆の国市の休日を定める条例（平成17年伊豆の国市条例第2号）に規定する休日以外の日とする。

3 市長は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は閲覧に供しない日を設けることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

（一部改正〔平成23年規則17号〕）

（閲覧手続）

第37条 登録簿を閲覧しようとする者は、様式第24号による開発登録簿閲覧申出書に必要事項を記入して、市長に申し出なければならない。

（一部改正〔平成23年規則17号〕）

（行為の禁止）

第38条 閲覧者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 登録簿を閲覧所から持ち出すこと。
- (2) 登録簿をき損し、汚損し、又は加筆すること。

（一部改正〔平成23年規則17号〕）

（閲覧の拒否等）

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、閲覧を拒否し、又は中止させるものとする。

- (1) 前条各号の規定に違反し、又はそのおそれがある者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

（一部改正〔平成23年規則17号〕）

第3節 開発行為又は建築に関する証明申請

（適合証明書の交付申請）

第40条 省令第60条の規定による適合証明書の交付を受けようとする者は、様式第25号による都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 計画の建築物等が法の規定に適合していることを証する書面
- (2) 位置図
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 公図等の写し
- (5) 敷地現況図
- (6) 建築物等の配置図
- (7) 敷地求積図
- (8) 敷地断面図
- (9) 建築物等の平面図
- (10) 建築物等の立面図
- (11) 現況写真
- (12) その他市長が必要と認めるもの

2 市長が認める場合は、前項各号の図書の添付を省略することができる。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

第4節 都市計画施設等の区域内における建築の許可

(都市計画施設等の区域内における建築の許可)

第41条 法第53条第1項の規定による都市計画施設等の区域内における建築の許可を受けようとする者は、省令第39条に規定する申請書に、同条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図等の写し
- (3) 建築物等の配置図
- (4) 建築物等の平面図
- (5) 建築物等の立面図
- (6) 敷地求積図
- (7) 敷地断面図
- (8) 現況写真
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

第4章 都市計画事業の事業地内における建築等の許可

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(都市計画事業の事業地内における建築等の許可)

第42条 法第65条第1項の規定による都市計画事業の事業地内における建築等の許可を受けようとする者は、様式第26号による都市計画事業の事業地内における建築等許可申請書に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図等の写し
- (3) 建築物等の配置図
- (4) 建築物等の平面図
- (5) 建築物等の立面図
- (6) 敷地求積図
- (7) 敷地断面図
- (8) 現況写真
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

第5章 雑則

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(身分証明書)

第43条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第27号によるものとする。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(申請書の提出部数)

第44条 法、省令及びこの規則により市長に提出する申請書その他の書類及びこれらに添付する図書等の部数は、正本及び副本各1部とする。ただし、第30条の申請書及びこれに添付する書類、図書等、第34条の申請書及び第37条の申出書にあっては、1部とする。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

(補則)

第45条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成23年規則17号〕)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 6 月14日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 2 月13日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月28日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月29日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

設 計 説 明 書

1 事業計画の概要

2 計画地の現況

(1) 土地の地目別内訳等

区 分		公簿面積				実測面積	
		既取得地	未取得民有地	未取得公有地	計	面 積	割 合
宅 地							
農 地	田						
	畑						
	採草 放牧地						
	小 計						
山 林							
原 野							
公共公益用地							
そ の 他 ()							
計							

標 高	最 高 地 均			m ~ 最 低 値 m 標 高 差	m m
傾 斜 状 況	勾 配	面	積 割	合	土地利用方針
	0 度～15 度		m ²	%	
	15 度～30 度				
	30 度～45 度				
	45 度以上				
地盤の 状況及 び地盤 対策の 必要の 有 無					
河 川	流域 面積 ha 全体面積の %	流末経路	放流先 中間経路		
			河川法上の 河川又は海		
計画地 への交 通 路	取り付ける 認定道路	道	線	(W=	m)
		道	線	(W=	m)
	進入路区間	W=	m	L=	m 現況地目

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農業振興地域の整備に関する法律 (農用地域)		()	宅地造成等規制法		
森林法					

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面 積	割 合	数量・規模等についての概要説明
(自己用を含む) 営業用施設		m ²	%	
	小 計			
公 共 施 設				
	小 計			
公 益 施 設				
	小 計			
そ の 他				
	小 計			
合 計			1 0 0	

住区街区の設定計画（分譲地、工場団地に係るもの）

街区数	街区	最大街区 面 積	m ²	街区最長 辺 長	m
最大区画 面 積	m ²	最小区画 面 積	m ²	平均区画 面 積	m ²
予定建築物				その他	合 計
区画数					

(2) 開発率

$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$

×

100

=

%

4 個別計画の明細

(1) 防災計画

区 分	種 別	施設概要（構造等）
河川改修	（河川・水路名）	
防災施設	（調整池）	必要調整容量（ m^3 ）
	（砂防堰堤）	調整池容量（ m^3 ）
その他		

(2) 生活用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

計画給水区分	給水量等	積算の基礎	
		施設ごとの給水人口等	最大給水量
計画年次	年		$1 \text{ 人} \times \frac{\text{m}^3}{\text{日}} =$
計画給水人口	人		
1日1人当たり給水量	最大 $\frac{1}{\text{日}}$ 平均 $\frac{1}{\text{日}}$		
1日当たり給水量	最大 $\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$ 平均 $\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$		
時間最大給水量	$\frac{\text{m}^3}{\text{時}}$		

(3) 工業用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

区 分 用 途	使用水量	積算の基礎
ボイラー用水	m ³ /日	
原料用水		
製品処理及び洗浄用水		
冷却用水		
温調用水		
その他		
計		

(4) その他の用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

(5) 水源及び水量（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

水源の種別	水量等		備 考
水 道	水道の名称	最大受水量	
		m ³ /日	
地 下 水	くみ上げ地点	最大取水量	地下水の採取計画書を添付すること。
		m ³ /日	
表 流 水	河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるものを添付すること。
		m ³ /日	

(6) 給水施設計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

施設区分	規模・構造等についての説明

(7) 排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎等

(8) 道路計画

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線半径	(計画)交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	%	m	台/日	
進入路								
幹線道路								
支線道路								

(9) 清掃施設計画

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

(10) 消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画

(11) その他の施設計画

施設名	説 明

5 関連公共・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

6 切土盛土の土量集計

符 号	施工区域	切 土 m ³	盛 土 m ³	残 土 不足土 m ³	残土・不足土の処理方法
計					

7 地盤・法面・擁壁等の安全対策

(1) 切土・盛土

区 分	最大切盛高	法勾配	備 考
切 土			
盛 土			

(2) 法面保護・擁壁

位 置	区 分	規模及び構造

(3) 地 盤

改良箇所	改良方法

8 公園計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

9 環境保全対策（開発区域の面積が1ヘクタール未満のものは除く。）

(1) 樹木等の保存計画

区 分	分布状況	保存計画
樹 木	本 (㎡)	本 (㎡)
樹 木 の 集 団	㎡	㎡

(2) 表土の復元等の計画

ア 高さが1mを越える切土又は盛土をする土地の面積

区 分	面 積
切 土	㎡
盛 土	
合 計	

イ アの土地に対する表土の復元等の措置（アの土地の合計の面積が1,000㎡未満のものは除く。）

区 分	面 積
表土の復元	㎡
客 土	
土壌の改良	
そ の 他	
合 計	

(3) 緩衝帯の配置計画

10 工事中の災害防止等の計画

(1) 土砂流出防止計画等

区 分	具体的な対策等
土砂流出・崩壊 防 止	
水質汚濁防止	
飲料水確保	
交通安全対策	
騒音対策	
その他	

(2) 施行管理体制

11 施設完成後の管理計画等

	施 設 名	管 理 者	管理方法等
（自己用を含む） 営業用施設			
公共施設			
公益的施設			
その他			

様式第2号（第18条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要
		m ²				

(注)

- 1 物件の種類欄には、土地・建物等の種別を記入してください。
- 2 権利の種別欄には、所有権・抵当権等の別を記入してください。
- 3 同意の有無の欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えてください。
- 4 同一物件に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入してください。

様式第3号（第18条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

開 発 行 為 の 施 行 等 の 同 意 書

年 月 日

住 所
開発者 氏 名 様

住 所
権利者 氏 名 ⑩
電話番号

わたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物 件 の 種 類	所 在 及 び 地 番	面 積	権 利 の 種 類	摘 要
		m ²		

（注）権利者の印は実印を押印し、当該実印の印鑑証明書を添付してください。

様式第 4 号（第 18 条第 3 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

設 計 者 の 資 格 に 関 す る 申 告 書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所
設計者 氏 名
電話番号

次のとおり都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について申告します。

学歴	学校の名称	学部及び学科	所在地		修業年限	
実務経歴	勤務先	所在地	職 名	在職期間（合計 年 月）		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
設計経歴	事業主体	工事施工者	施工場所	面 積	許認可の番号及び年月日	
				m ²	第 年 月 日	
					第 年 月 日	
					第 年 月 日	
					第 年 月 日	
					第 年 月 日	
都市計画法施行規則第 19 条の該当資格			☐ 第 1 号 イロハニホヘトチ			
			☐ 第 2 号			

- (注)
- 1 学歴の欄には、設計者の資格に係のある学歴を記入してください。
 - 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入してください。
 - 3 都市計画法施行規則第 19 条に規定する資格を証する書類を添えてください。
 - 4 開発区域の面積が 20ha 以上の場合の設計経歴欄には、20ha 以上の開発行為に関する工事の経歴を記入してください。

様式第5号（第18条第4項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

申請者の資力及び信用に関する申告書

伊豆の国市長 宛

年 月 日

住所
申請者氏名
電話番号

法人にあっては、その主たる事務所の所在地
法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

都市計画法第33条第1項第12号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
前年度事業量	千円	資産総額	千円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税 千円	事業税	千円			
主たる取引期間						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
宅地造成経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面 積	許認可の年月日及び番	着工及び完了の年月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

- (注)
- 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入し、当該免許証等の写しを添付してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。

(1)前事業年度の法人税又は前年の所得税の納税証明書及び申請者の主たる所在地の市町村民税の納税証明書

(2)財務諸表（直前の事業年度のもの）

様式第 6 号（第 18 条第 5 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所
工事施行者 氏 名
電話番号

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円
法令による登録等			
従業員数	事 務	技 術	労 務 計
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税	千円	事業税 千円
主たる取引金融機関			
建設業法第 26 条による主任技術者の住所及び氏名			
技術者略歴	職 名	氏 名	年 令 在社年数 資格・免許・学歴・その他
宅地造成工事等施行経歴	注文主の氏名	元請・下請の別	工事施工場所 面 積 許認可年月日 完了年月
			m ² 年 月 日 年 月
			年 月 日 年 月
			年 月 日 年 月
			年 月 日 年 月
			年 月 日 年 月

(注)

- 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入し、当該許可証等の写しを添付してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
 - (1) 前事業年度の法人税又は前年の所得税の納税証明書及び市内に事務所を有する事業主については、市の納税証明書
 - (2) 工事施行者が法人の場合には、法人の登記事項証明書

様式第7号（第18条第6項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

住所
管理者 氏名



都市計画法第32条第1項の規定に基づく同意書

年 月 日付けによる申請については下記のとおり同意します。

記

- 1 従前の公共施設一覧表（付替えをしない場合）
別紙(1)のとおり。
- 2 付替えに係る公共施設一覧表（付替えをした場合）
別紙(2)のとおり。
- 3 その他（条件等）

別 紙 (1)

従前の公共施設一覧表（付替え道路、水路を設置しない場合）

従前の公共 施設の名称	廃止、付替え、 拡張等の別	概 要			管理者 名 称	所有者 の名称	摘 要
		延 長	幅 員 (管径)	面 積			
		m	m	m ²			

別 紙 (2)

付替えに係る公共施設一覧表（付替え道路、水路を設置した場合）

従前の公共施設			付替えに係る公共施設		付替え後 における従前 の公共施設 用地の帰属	摘要
名 称	地積	土地所有者 の名称	名 称	地積		

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設 の名称	概 要			管理者となるべき者の名称	摘 要
	延 長	幅 員 (管径)	面 積		
	m	m	m ²		

上記のとおり都市計画法第 32 条第 2 項に規定する協議を受け、同意したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)

印

(注)

- 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入してください。
- 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入してください。
- 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を概要の欄に記入してください。

様式第 9 号（第 19 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
申請者 氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

都市計画法第 34 条第 13 号の規定により、次のとおり土地（土地の利用に関する所有権以外）の権利について届け出ます。

1	職 業 (法人の場合は業務内容)	
土 地	2 所在及び地番	
	3 地 目	農地転用の許可 年 月 日 第 号 年月日及び番号
	4 面 積	m ²
5	予定建築物等の用途	
6	権利の種類及び内容	所有権 所有権以外の権利 ()
7	土 地 の 現 況	
※ 処 理 欄		

- (注)
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 予定建築物等の用途の欄の変更は認められませんので注意してください。

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

伊豆の国市長 宛

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
申請者 氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

次のとおり開発行為の変更の許可を受けたいので、都市計画法第35条の 2 第 2 項の規定により申請します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地 域 の 名 称		
	開 発 区 域 の 面 積	m ²	m ²
	予 定 建 築 物 等 の 用 途		
	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
	法第34条の該当号及び 該 当 す る 理 由		
	そ の 他 必 要 な 事 項		
変 更 の 理 由			
開 発 許 可 の 許 可 番 号		年 月 日	第 号
＊ 受 付 番 号		年 月 日	第 号
＊ 変更の許可に付した条件			
＊ 変更の許可の許可番号		年 月 日	第 号

- (注)
- 1 ＊印のある欄は、記載しないでください。
 - 2 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
 - 3 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。
 - 4 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、「開発行為変更届」を添付してください。

開 発 行 為 変 更 届

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
届出者 氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第35条の2第3項の規定により届け出ます。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号

（注）変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

様式第 12 号（第 21 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

工 事 着 手 届

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
届出者 氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

開発行為の工事に着手しますので、都市計画法施行細則第 2 1 条の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称		
工 事 着手予定 年月日 完了予定		年 月 日 着手予定 年 月 日 完了予定
工 事 施 行 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 場 所 電話番号	
現 場 管 理 者	氏 名	
	住 所	
	連 絡 場 所 電話番号	

様式第13号（第21条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

工 程 表

[illegible]

指 定 工 程 報 告 書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
報告者 氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕
電話番号

開発行為の工事に関して、指定された工程に達しますので都市計画法施行細則第 2 2 条の規定により、次のとおり報告します。

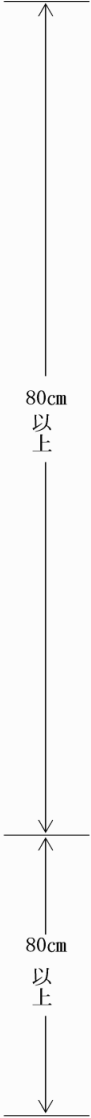
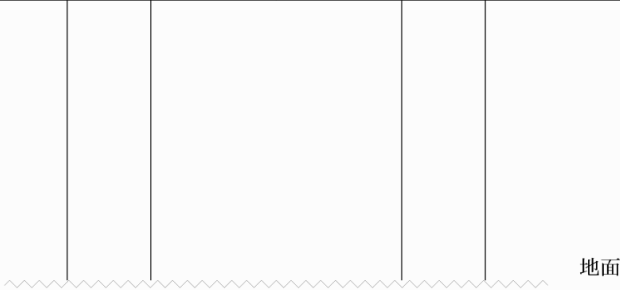
1 開発許可日及び番号	年 月 日 第 号
2 指定された工程	
3 指定された工程 に 達 す る 日	年 月 日
* 検 査 の 要 ・ 否	

（注）＊印の欄には記載しないでください。

様式第15号（第23条関係）

← 100cm以上 →

開 発 行 為 許 可 標 識	
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
許 可 者	伊 豆 の 国 市 長
許可を受けた者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）	
工事施行者住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）	
開発区域に含まれる地域の名称	
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	電話番号
予 定 建 築 物 の 用 途	



開発区域内における建築等制限解除申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
申請者 氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

都市計画法第37条第 1 号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
建築等の制限解除を申請する 土 地 の 区 域	
予定建築物等の用途、構造	
申 請 の 理 由	

- (注)
- 1 申請の理由の欄には、申請の理由を具体的に記載してください。
 - 2 申請の理由を説明するための図面を添付してください。

様式第 17 号（第 28 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
申請者 氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
電話番号

都市計画法第41条第 2 項ただし書の規定により、建築の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の 名 称	
許可を受けた者の氏名又は 名 称	
制 限 を 受 け た 内 容	
建 築 物 の 構 造 等 （用途、規模、棟数）	
申 請 の 理 由	

予定建築物等以外の建築等の許可申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
申請者 氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
電話番号

都市計画法第42条第 1 項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築等の許可を申請します。

開 発 行 為 許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者の氏名又は名称	
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
予定建築物等以外の建築物等の 用途又は用途変更しようとする 建 築 物 等 の 用 途	
申 請 の 理 由	

敷地概要書

申請者の氏名	
設計者（作成者）の氏名	
設計者（作成者）の住所	
設計者（作成者）のTEL	－（ ）－
設計者（作成者）のFAX	－（ ）－

土地	土地の現況等	地 目			権利の内容		面 積		
		公 簿		現 況		公 簿	m ²	実 測	m ²
一 安全対策第三十六条第一項(政令第三十六号イ関係)	地盤の改良、擁壁の設置等の安全上必要な措置の要否	必要	土地の状況	地盤の軟弱な土地	がけくずれ又は出水のおそれの多い土地	その他左欄に類する土地 (災害危険区域急傾斜地崩壊危険区域等)			
			上記土地に対する安全上必要な措置の方法						
		必要としない地盤の状況							
二 下水の排出等(政令第三十六号イ関係)	下水の処理方法	汚 水				雨 水			
	排水施設の規模・構造	名称及び規模				構 造			
	放流先の状況・名称・管理者	放流先の状況 (放流先までの距離)		(m)	名 称		管理者		
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯								
	建築基準法第 42 条該当号	第 1 項該当号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	名称及び位置の指定年月日等	
四 三 接続道路(建築基準法第 34 条)		第 2 項該当			必要な道路の後退線の距離		(イ) 道路の中心線から (ロ) げけ等の境界線から m m		
	接続する位置・道路の幅員・管理者	敷地が接続する位置 (路地状敷地である場合はその距離)			敷地の 側 (m)	幅 員 (路地状敷地である場合はその幅員)	(m m)	管理者	
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯								
	その他	他の法令等による許認可の有無及び手続の概要・経緯(河川・道路の関係を除く。)							

様式第 20 号（第 31 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

地 位 の 承 継 届

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
届出者 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

都市計画法第44条の規定により、許可に基づく地位を承継しましたので届け出ます。

開発行為等許可年月日番号	年 月 日 第 号
許可に係る地域の名称	
住所 被承継人の 氏名	
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日

様式第 21 号（第 32 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

地 位 の 承 継 の 承 認 申 請 書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
申請者 氏 名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
電話番号

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

開 発 行 為 許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
被 承 継 人 の 住 所 氏 名	
承 継 の 理 由	
権 原 を 取 得 し た 年 月 日	年 月 日

様式第 22 号（第 33 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

開 発 登 録 簿				伊豆の国市		番号					
当 初 許 可	許可番号	第	号	承継承認番号	第			号			
	許可年月日	年	月	日	承継承認年月日	年			月	日	
	許可を受けた者の 住所及び氏名				承継人の住所 及び氏名						
	工事施行者の 住所及び氏名				区	域	等	市街化区域 市街化調整区域 用途地域（	）		
	開発区域に含ま れる地域及び面 積	面積							m ²		
	予定建築物等の 用途				工	区	位 置	工区面積	変更工区面積		
							m ²	m ²			
法第 41 条の規定 による制限の内 容											
工事予定期間											
変 更 許 可	許可番号	第	号	第					号		
	許可年月日	年	月	日	年					月	日
	変更の内容										
建 築 制 限 解 除	許可番号	第	号	第					号		
	許可年月日	年	月	日	年					月	日
	建物概要										
工 事 完 了 検 査	検査済証番号	第	号	第	号	第			号		
	検査済証年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	
	完了公告年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	
	摘 要										
備 考											

様式第 23 号（第 34 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

開 発 登 録 簿 謄 本 交 付 申 請 書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地
申請者 氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名
電話番号

都市計画法第47条第 5 項の規定により、開発登録簿謄本の交付を申請します。

開発行為許可を受けた者の氏名	
開 発 区 域 の 名 称	
謄 本 の 必 要 枚 数	枚
使 用 の 目 的	

様式第 24 号（第 37 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

開 発 登 録 簿 閲 覧 申 出 書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

閲覧者 氏 名

開発登録簿を閲覧したいので、都市計画法施行細則第 3 7 条の規定により申し出ます。

閲覧しようとする土地の地番	
---------------	--

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その主} \\ \text{たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$
申請者 氏 名 $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名} \\ \text{称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$
電話番号

都市計画法施行規則第60条の規定により、次のとおり建築物等が都市計画法の規定に適合している旨の証明を申請します。

建築しようとする場所		
区 域 区 分	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域	
用 途 地 域		
開 発 行 為 の 有 無	有 無 (m^2)	
建 築 物 等 の 用 途		
建 築 物 等 の 構 造 、 建築面積・延床面積	造 階建 建築面積 m^2 、延床面積 m^2	
都市計画法上の許可を 要さない場合にはその 該当条項号及び内容	該 当 条 項 号	
	内 容	
都市計画法上の許可を 受けている場合にはそ の該当条項、許可の年 月日及び番号並びに許 可を受けた者の氏名又 は名称	該 当 条 項	
	許可の年月日及び番号	
	許可を受けた者の氏名 又は名称	

※ 上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

年 月 日 第 号

伊豆の国市長 氏 名 

(注) 1 ※印の部分には、記入しないでください。
2 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付してください。

都市計画事業の事業地内における建築等許可申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
届出者 氏 名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名
電話番号

次のとおり都市計画法第 65 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業地内における建築等の許可を申請します。

1 都市計画施設又は市街地開発事業の種類及び名称			
2 行為地の所在及び地番			
3 行為の種別		土地の形質の変更 建築物の建築 工作物の建設 重量が 5 トンを超える物件の設置 重量が 5 トンを超える物件の堆積	
4 行為の内容	建 築	構造	(階数) (主要構造部) 階 造
		新築・改築等の別	新築 増築 改築 移転
		面積	敷地面積 m ² 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
		用途	住宅 店舗 工場 倉庫 その他()
	その他の行為	目的	
		内容	
		面積	敷地面積 m ² 行為面積 m ²
	5 行為の期間		許可の日から 日以内に着手 着工の日から 日以内に完了
6 土地の利用関係		自己所有地、借地、占用許可地、その他()	

(注) 行為の種別、新築・改築の別及び用途の欄は、該当するものに○を付してください。

様式第 27 号（第 43 条関係）

（表）

第 号

契印

身 分 証 明 証

所 属

写 真

契印

職氏名

年 月 日生

上記の者は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 82 条第1項の規定により、
立入検査をする権限を有する者であることを証明する。

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 印

5.5
cm

9cm

（裏）

都市計画法抜すい

（立入検査）

第 82 条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第1号（第18条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（一部改正〔平成23年規則17号・令和元年5号〕）

様式第2号（第18条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（一部改正〔平成23年規則17号・令和元年5号〕）

様式第3号（第18条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（一部改正〔平成23年規則17号・令和元年5号〕）

様式第4号（第18条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（全部改正〔令和4年規則13号〕）

様式第5号（第18条第4項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（全部改正〔令和4年規則13号〕）

様式第6号（第18条第5項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（全部改正〔令和4年規則13号〕）

様式第7号（第18条第6項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（一部改正〔平成23年規則17号・令和元年5号〕）

様式第8号（第18条第7項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（一部改正〔平成23年規則17号・令和元年5号〕）

様式第9号（第19条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（全部改正〔令和4年規則13号〕）

様式第10号（第20条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（全部改正〔令和4年規則13号〕）

様式第11号（第20条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（全部改正〔令和4年規則13号〕）

様式第12号（第21条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（全部改正〔令和4年規則13号〕）

様式第13号（第21条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（一部改正〔平成23年規則17号・令和元年5号〕）

様式第14号（第22条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
（全部改正〔令和4年規則13号〕）

様式第15号（第23条関係）
（一部改正〔平成23年規則17号〕）

様式第16号（第26条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

(全部改正〔令和4年規則13号〕)

様式第17号(第28条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正〔令和4年規則13号〕)

様式第18号(第29条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正〔令和4年規則13号〕)

様式第19号(第30条関係)(用紙 日本産業規格A4横型)

(一部改正〔平成23年規則17号・令和元年5号〕)

様式第20号(第31条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正〔令和4年規則13号〕)

様式第21号(第32条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正〔令和4年規則13号〕)

様式第22号(第33条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(一部改正〔平成23年規則17号・令和元年5号〕)

様式第23号(第34条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正〔令和4年規則13号〕)

様式第24号(第37条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正〔令和4年規則13号〕)

様式第25号(第40条第1項関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正〔令和4年規則13号〕)

様式第26号(第42条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(全部改正〔令和4年規則13号〕)

様式第27号(第43条関係)

(一部改正〔平成23年規則17号〕)